平成３０年（フ）第３４６号
大阪府摂津市別府３丁目２番９号
破産者　株式会社アイエス設備工業
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第６４号
堺市南区御池台２丁32番13号
破産者　有限会社さいき断熱
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第７８号
堺市西区上424番地３（103号）
破産者　株式会社ケイプランニング
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３７０号
兵庫県尼崎市塚口本町１丁目２番13号サンリエ塚口101、前本店所在地広島県福山市神辺町字十九軒屋２番地４
破産者　株式会社志堂
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第３５８号
北九州市門司区吉志１丁目18番11号
破産者　有限会社沖田電気設備
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続終結

平成２９年（フ）第５２７号
埼玉県所沢市金山町15番12
破産者　有限会社三信建設
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１７８号
神奈川県厚木市妻田北２―22―15
破産者　株式会社リックス
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１６９号
静岡市駿河区南安倍３丁目21番22号
破産者　株式会社青野商会
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１６３５号
横浜市港北区新横浜３丁目24番地11
破産者　株式会社ファースト・トループ
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２１４３号
東京都台東区上野７丁目６番５号
破産者　ガッチャ株式会社
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１１６１号
東京都文京区白山２丁目２番11号
破産者　レノバサイエンス株式会社
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７１７８号
東京都足立区東綾瀬１丁目25―９
破産者　東海　洋一
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第２４９号
神奈川県平塚市南原２丁目14番23号　坂尾貸家９号室、破産手続開始決定時の住所神奈川県平塚市長持399番地の15
破産者　髙橋　正美
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第３４４号
静岡県熱海市海光町１番６号　308、破産手続開始決定時の住所神奈川県小田原市扇町３丁目31番16号
破産者　米山　　功
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第７４号
島根県大田市久手町刺鹿2630番地
破産者　重富　俊雄
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２９年（フ）第１６４４号
札幌市白石区北郷４条９丁目２番35号　北清コーポ102号
破産者　竹田　孝夫
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７９号
神奈川県川崎市多摩区登戸1635番地　ジュラクハイツ　301、破産手続開始決定時の住所神奈川県厚木市妻田北２丁目22番15号
破産者　池田　孝弘
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第４８５号
神奈川県平塚市龍城ケ丘８番12―201号　フラットハガ
破産者　飯田　　賢
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第５７２号
神奈川県秦野市曽屋１丁目７番52号
破産者　吉野　智彦
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部